

議案第29号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表16の3の項及び16の4の項を次のように改める。

16の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び51の項から55の項において「評価機関審査」	申請のとき	法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。
------	---	--------------------	---	-------	---

			<p>という。)を受けた場合にあつては 18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価(以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。)を受けた場合にあつては21,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては62,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 205,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては98,000円)</p> <p>ロ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを</p>	
--	--	--	---	--

			<p>100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 84,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、25,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、43,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 306,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、69,000円)</p>		
16 4	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円</p> <p>ロ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれ</p>	<p>申請のとき</p>	<p>法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

		<p>を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。))にあつては14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては16,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合等にあつては24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては40,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合等にあつては38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては63,000円)</p> <p>ハ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合(イに掲げる場合を除く。) 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>	
--	--	---	--

			<p>金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円 （評価機関審査を受けた場合等にあつては、20,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円 （評価機関審査を受けた場合等にあつては、34,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 174,000円 （評価機関審査を受けた場合等にあつては、55,000円）</p>	
--	--	--	---	--

別表51の項中「登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項）」の次に「から55の項まで」を加え、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）」を「評価機関審査」に改め、同表52の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以

下この項において「評価機関審査」という。) 」を「調査機関審査又は評価機関審査」に改め、同表53の項を56の項とし、別表52の項の次に次のように加える。

53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にイ)あつては、6,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつ</p>	認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同時に申請するときは、当該イ</p>
----	--	-------------------------	---	---------	---

			<p>ては、24,200円)</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合)にあつては、12,200円)を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">258,000円</p> <p>(調査機関審査を</p>	<p>の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
--	--	--	---	--

			<p>受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 417,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 166,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p>		
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲</p>	変更認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅（共同住</p>

		<p>げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請</p>	<p>宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請するときは、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加</p>
--	--	---	---

		<p>に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 224,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る</p>		<p>算した金額とする。</p>
--	--	---	--	------------------

			<p>建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 99,200円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p>		
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場</p>	認定申請のとき	<p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の</p>

		<p>合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">39,000円</p> <p>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">43,600円</p> <p>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">20,100円</p> <p>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">21,600円</p> <p>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつ</p>	<p>建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p>
--	--	---	---

			<p>ては、5,600円)</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		
--	--	--	---	--	--

		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円)</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 416,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</p>		
--	--	--	--	--

			<p>ては、30,400円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">98,700円</p> <p>(調査機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">165,000円</p> <p>(調査機関審査を受けた場合にあつては、30,400円)</p>	
--	--	--	---	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。